

住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの通知日	件名 (監査委員事務局受付日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 7 年 12 月 19 日	<p>三重県医療保健部に関する住民監査請求 (令和 7 年 12 月 18 日)</p> <p>令和 7 年 12 月 15 日付け監査第 82 号で却下した案件について、三重県が精神保健福祉法に基づく措置入院に関連して行った可能性のある公金の支出行為は、当該支出の適法性に疑義があるため、医師の診断書及び措置入院命令書の作成日等が明確でない等、その是正及び再発防止に必要な措置を講ずることを再請求する。</p> <p>また、本請求と同内容の請求は、形式的理由又は要件不備を理由として一度却下されているが、不備とされた点は、いずれも明瞭に特定または説明でき、却下理由はいずれも法令解釈又は事実認定に重大な誤りを含んでいることから、同一理由により再却下することなく本件について実質的な監査を行うことを求める。</p>	医療保健部



番号	監査委員からの通知日	結果
1	令和 8 年 2 月 4 日	令和 8 年 2 月 2 日付け却下